

平成30年西東京市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 日 時 平成30年3月11日（日）
開会 午後2時00分 閉会 午後2時31分
- 2 場 所 保谷庁舎3階 第2会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二
教 育 長 職 務 代 理 者 宮 田 清 藏
委 員 森 本 寛 子
委 員 高 橋 ますみ
委 員 米 森 修 一
- 5 出席職員 教 育 部 長 渡 部 昭 司
教 育 部 特 命 担 当 部 長 南 里 由 美 子
教 育 企 画 課 長 早 川 礼 成
教 育 部 副 参 与 兼 学 校 運 営 課 長 等 々 力 優
教 育 指 導 課 長 内 田 辰 彦
教 育 部 主 幹 兼 統 括 指 導 主 事 福 田 忠 春
統 括 指 導 主 事 宮 本 尚 登
教 育 支 援 課 長 清 水 達 美
社 会 教 育 課 長 岡 本 範 子
公 民 館 長 大 橋 一 浩
図 書 館 長 中 川 恭 一
- 6 事務局 教 育 企 画 課 企 画 調 整 係 長 和 田 克 弘
- 7 傍聴人 0人

平成30年西東京市教育委員会第3回定例会議事日程

日 時 平成30年3月11日（日） 午後2時から

場 所 保谷庁舎3階 第2会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第8号 西東京市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- 第 3 議案第9号 西東京市教育委員会の指導主事の人事についての専決処分
について
- 第 4 報 告 事 項 西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計
画（平成30～32年度）
- 第 5 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成30年第3回定例会
(3月11日)

午 後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから平成30年西東京市教育委員会第3回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は米森委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は米森委員にお願いいたします。

○木村教育長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

日程第3 議案第9号 西東京市教育委員会の指導主事の人事についての専決処分については、人事に関する案件であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とし、日程第5 その他の後に開催したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 御異議がないようですので、ただいまの案件につきましては秘密会にて取り扱うことと決定いたしました。

○木村教育長 日程第2 議案第8号 西東京市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○早川教育企画課長 議案第8号 西東京市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、説明申し上げます。

本議案は、ひばりが丘団地跡地の住宅開発等による住居表示の変更に伴い、今後、就学される児童及び生徒の指定校をあらかじめ設定しておく必要があるため、提出させていただくものです。

それでは、主な改正点について説明いたします。

恐れ入りますが、議案書を1枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表、別表第1は、小学校の指定校の区域を規定しております。今回の改正では、住宅開発に伴う住居表示の変更により、谷戸小学校の通学区域を「ひばりが丘三丁目（2番（17））」に、中原小学校の通学区域を「ひばりが丘三丁目（2番（17を除く。）」地域に変更するものでございます。

その下、別表第2は、中学校の指定校の区域を規定しております。今回の改正では、住宅開発に伴う住居表示の変更により、田無第二中学校の通学区域を「ひばりが丘三丁目（2番（17））」に、ひばりが丘中学校の通学区域を「ひばりが丘三丁目（2番（17を除く。）」地域に変更するものでございます。

具体的に、別表第1及び別表第2の区域の欄、下線の部分が改正部分となるところでございます。

続きまして、議案の附則の部分を御覧ください。

施行期日でございますが、改正後の通学区域につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。ただし、経過措置といたしまして、「この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の別表第1及び別表第2に規定する区域における同表に規定する指定校に就学する児童及び生徒の就学の区域については、なお従前の例による。」ものとしております。また、準備行為といたしまして、施行期日の前においても、改正後の通学区域に関する事務の実施に必要な準備行為を行うことができるよう規定しております。

今後は、本改正に伴い、ホームページ上の通学区域に関する案内の一部修正を行う予定でございます。

説明は以上でございます。

- 木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- 宮田教育長職務代理者 これは4月1日ですから、もう1箇月ないんですよ。今ごろ改定して、今までは保護者の方々がこっちに行けると思っていたら行けなかったとか、そういうことが起こらなくてスムーズにいけばよろしいんですが、半年ぐらい前ならともかく、ちょっと時間が遅いことに関しての苦情とか、何かございませんか。
- 早川教育企画課長 このエリアについては、今、まだお住まいの方がございませんので、このエリアにこれからお住まいになる方に関する改正ということになります。
- 宮田教育長職務代理者 わかりました。
- 木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第8号 西東京市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

-
- 木村教育長 日程第4 報告事項に入ります。

西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画（平成30～32年度）の説明をお願いいたします。

- 等々力教育部副参与兼学校運営課長 それでは、西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画（平成30～32年度）について、報告申し上げます。

本計画につきましては、毎年更新していくものでございます。今回、平成30年度から32年度の計画として更新するものでございます。本計画は、西東京市立学校施設について、計画的に老朽化対策を進めていくために市長部局とも検討を行いまして、西東京市総合計画、西東京市教育計画、西東京市公共施設等総合管理計画、公共施設等マネジメント基本計画と整合性を持った計画としてございます。

恐れ入りますが、お手元の資料の目次をお開きください。

1 ページには、変更はございません。

2 ページ目をお開きください。4の計画の期間につきましては、平成30年度から平成32年度までとしております。5の学校施設の建替・長寿命化及び大規模改造等に係る基本的な考

え方については、昨年度更新した平成29年度から平成31年度のものと、こちらについても変更はございません。

4ページをお開きください。6の建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画表でございます。こちらにつきましては、平成30年度から平成32年度の事業計画についてお示ししてございます。今後は、本計画に基づき、適切に事業実施を行ってまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

○木村教育長 日程第5 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑を受けいたします。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

○木村教育長 日程第3 議案第9号 西東京市教育委員会の指導主事の人事についての専決処分については、人事に関する案件であることから、先ほど決定しましたとおり、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午後 2 時 12 分 休憩

午後 2 時 31 分 再開

○木村教育長 休憩を閉じまして会議を再開いたします。

以上をもちまして平成30年西東京市教育委員会第3回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午後 2 時 31 分 閉会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員